

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更届の提出があった。

令和2年9月 日（掲載日）

【介護-変更】

	指定番号	介護機関等コード	変更年月日	名称	所在地	サービスの種類	開設者			管理者 氏名
							開設者名	代表者（氏名）	所在地（住所）	
変更前	生介18-118	1970102131		今井整形訪問介護事業所	甲府市上阿原町1151番地	訪問介護	医療法人立史会	理事長 今井立史	甲府市上阿原町1151番地	小林進
変更後			平成30年4月1日 管理者変更							殿岡 圭